

## ○令和4年度教員向け消費者教育講座実施業務の公募に係る説明書

令和4年5月25日に公告した令和4年度教員向け消費者教育講座実施業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり必要な手続き等については、関係法令によるほか、この説明書による。

### 1 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和4年度教員向け消費者教育講座実施業務

#### (2) 委託業務の目的

民法改正に伴う成年年齢引下げによって増加が懸念される若者の消費者被害に対応するため、教育現場において消費者教育に携わる教員等の指導力向上を図り、もって消費者教育の充実及び若者の消費者被害の防止を図ることを目的とする。

#### (3) 委託業務の内容

令和4年度教員向け消費者教育講座仕様書のとおり。

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和5年1月31日（火）まで

#### (5) 見積限度額

580,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この金額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める）

### 2 参加者の資格に関する事項

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格者名簿に登録されている者であること。ただし茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に該当する者ではないこと。
- (7) 令和3年度末までにおいて、過去3年以内に自治体から受託したオンラインによる講座等の実績があること。
- (8) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

### 3 企画提案の参加手続き

#### (1) 担当部局

茨城県県民生活環境部生活文化課 生活担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2829（直通）

F A X 0 2 9 - 3 0 1 - 2 8 4 8

(2) 提出書類及び提出部数

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 企画提案参加申請書（様式第1号） 1部
- ② 資格要件に係る申立書（様式第2号） 1部
- ③ オンライン講座等実績一覧表（様式第2号別表） 1部
- ④ 会社概要がわかるもの（謄本等）

(3) 提出期限

令和4年6月9日（木） 午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(5) 資格確認結果通知

別添「企画提案競争参加資格確認通知書」（様式第3号）により令和4年6月10日までに通知する。

※ 不適合通知を受けた者は、当該企画提案競争に参加することはできない。

#### 4 企画提案書の提出手続き

(1) 担当部局

上記3（1）に同じ。

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- ① 企画提案提出書（様式第4号） 1部
- ② 企画提案書（任意様式） 6部 ※無記名5部、社名記載1部。
  - ・仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 1 実施方針       |                                  |
| 2 業務内容に関する提案 | 講座運営の内容                          |
|              | 受講者の管理運営の内容                      |
|              | 動画作成・配信の内容                       |
|              | その他プロポーザル参加者が提案すること              |
| 3 実施体制       | スタッフの配置や体制、企画運営を行うための行程表（スケジュール） |
| 4 参考見積       |                                  |

・日本工業規格A列4番規格用紙を用いること。

(3) 提出期限

令和4年6月13日（月） 午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。

(5) 提出先

上記3（1）の担当部局に同じ。

#### 5 業務委託者の選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき書類審査を行い、審査を通過したものについては担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価項目により書類審査を行う（プレゼンテーションは実施しない）。

(2) 企画提案内容を審査するための評価項目

| 区分       | 評価項目                               |
|----------|------------------------------------|
| ① 理解度    | 業務の目的、内容について十分に理解しているか。            |
| ② 実施内容   | 教員の指導力向上に資する効果的な実施内容となっているか。       |
| ③ 事業遂行体制 | 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。 |
| ④ 業務実績   | 過去の同種または類似業務の実績。                   |
| ⑤ 総合評価   | 企画提案から受ける全体的な印象はどうか。               |

(3) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、決定後速やかに通知する。
- ・ 審査の内容については一切公表しない。
- ・ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

## 6 入札説明書等に関する質問

(1) 本説明書の内容に関する質問等については、令和4年6月6日（月）午後5時までに、担当部局への FAX（様式任意）にて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(2) 質問に関する回答については、令和4年6月8日（水）午後5時までに、FAXにて回答する。

## 7 その他留意事項

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 採択された企画提案書（ポスター、チラシ等を含む）の著作権は茨城県に帰属する。

(6) 採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。